

指名停止措置の概要（武豊町指名停止等取扱要領に準ずる）

- 1 指名停止業者名 パシフィックコンサルタンツ株式会社 中部支社
 名古屋市西区名駅一丁目1番17号
- 2 指名停止期間 令和4年2月10日 ～ 令和5年2月9日（12か月）
- 3 概 要 富山市発注の設計業務に関する情報を公表前に業者へ漏らしたとして、令和4年1月24日、同市の建設部長が官製談合防止法違反の疑いで、また、建設コンサルタント会社「パシフィックコンサルタンツ」の社員が公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。
- 4 指名停止理由 武豊町指名停止等取扱要領第4条第1項別表第3第3号に該当すると判断されたため。

<参考>

武豊町指名停止等取扱要領別表第3第3号
(談合又は競売入札妨害)

- 3 本町以外において、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、本町以外において、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から12か月以上24か月以内